

議案第69号

訴えの提起について

次のとおり訴えの提起をしようとするので、地方自治法第96条第1項の規定により、議会の議決を求める。

令和元年（2019年）5月27日提出

宝塚市長 中 川 智 子

1 相手方

[REDACTED]

[REDACTED]

2 請求の趣旨

(1) 相手方は、宝塚市に対し、市営 [REDACTED] を明け渡せ。

(2) 訴訟費用は相手方の負担とする。

との判決及び仮執行の宣言を求める。

3 事件に関する取扱い及び方針

本件訴訟における和解の実施につき、市長に一任する。

(※個人情報保護のため、一部マスキングをしています。)

議案第69号

訴えの提起について

事件の概要

相手方は、平成3年(1991年)5月1日から市営[REDACTED] (以下「本件住宅」という。)に入居しているが、平成15年(2003年)9月分から家賃を滞納し、再三再四の催告及び納付指導にもかかわらず家賃を納付せず、滞納総額は2,925,800円となるに至った。そこで本市は、平成30年(2018年)7月31日に相手方と分割納付が不履行となった場合は市営住宅を明け渡すことを条件とした債務承認弁済契約書を締結し、平成30年(2018年)8月9日に伊丹公証役場にて債務承認弁済契約公正証書(以下「公正証書」という。)を作成した。公正証書に基づき相手方に滞納家賃の弁済を求めたが、誓約どおりに履行しないので、やむを得ず本件住宅の明渡しを求める訴えを提起しようとするものである。

宝塚市営住宅管理条例(抜粋)

(住宅の明渡し請求)

第42条 市長は、入居者が次の各号のいずれかに該当する場合において、当該入居者に対し、市営住宅の明渡しを請求することができる。

(1) (略)

(2) 家賃を3月以上滞納したとき。

(3)～(7) (略)

2 前項の規定により市営住宅の明渡しの請求を受けた入居者は、速やかに当該市営住宅を明け渡さなければならない。

3 (略)

4 市長は、第1項第2号から第6号までの規定に該当することを理由に同項の請求を行ったときは、当該請求を受けた者に対し、請求の日の翌日から当該市営住宅の明渡しを行う日までの期間については、毎月、近傍同種の住宅の家賃等の額の2倍に相当する額以下の金銭を徴収することができる。

5・6 (略)

(※個人情報保護のため、一部マスキングをしています。)

議案第70号

損害賠償の額の決定について

次のとおり損害賠償の額を決定しようとするので、地方自治法第96条第1項の規定により、議会の議決を求める。

令和元年（2019年）5月27日提出

宝塚市長 中 川 智 子

宝塚市は、次のとおり広報板の設置管理の^{かし}瑕疵による損害を賠償する。

1 賠償の理由

平成30年9月4日、宝塚市^{〇〇〇〇〇〇〇〇}地先に市が設置管理する広報板について、支柱根元部分の腐食により同年7月に補修を行ったものの、同広報板が暴風雨による圧力を受け倒壊し、近接する相手方所有の家屋に接触し、同家屋が損傷した。

この事故は、広報板の設置管理の^{かし}瑕疵によるものと認められるので、その損害を賠償する。

2 賠償の金額

金805,680円

3 賠償の相手方

^{〇〇〇〇〇〇〇〇}
^{〇〇〇〇〇〇〇〇}

議案第70号

損害賠償の額の決定について

損害賠償の額の算定方法

賠償の金額の内訳

家屋等の修復費 805,680円

議案第71号

市道路線の認定について

次のとおり市道路線を認定しようとするので、道路法第8条第2項の規定により、議会の議決を求める。

令和元年（2019年）5月27日提出

宝塚市長 中川智子

整理 番号	路線名	認定区間		重要な 経過地	備考	
					路線 延長	路線 幅員
4520	4520号線	起 点	平井6丁目95番5		m	m
		終 点	平井6丁目95番7		14.60	最大 6.00 最小 6.00

議案第72号

市道路線の認定について

次のとおり市道路線を認定しようとするので、道路法第8条第2項の規定により、議会の議決を求める。

令和元年（2019年）5月27日提出

宝塚市長 中川智子

整理 番号	路線名	認定区間		重要な 経過地	備考	
					路線 延長	路線 幅員
4521	4521号線	起点	山手台東4丁目21番1		m	m
		終点	山手台東4丁目7番1037		256.40	最大12.00 最小 6.00

議案第73号

市道路線の認定について

次のとおり市道路線を認定しようとするので、道路法第8条第2項の規定により、議会の議決を求める。

令和元年（2019年）5月27日提出

宝塚市長 中川智子

整理 番号	路線名	認定区間		重要な 経過地	備考		
					路線 延長	路線 幅員	
4522	4522号線	起点	山手台東4丁目20番1		m 14.70	m 最大 5.80 最小 5.80	歩行者 専用道路
		終点	山手台東4丁目7番1037				

議案第71号から第74号まで

市道路線の認定について及び市道路線の認定変更について
道路法(抜粋)

(市町村道の意義及びその路線の認定)

第8条 第3条第4号の市町村道とは、市町村の区域内に存する道路で、市町村長がその路線を認定したものをいう。

2 市町村長が前項の規定により路線を認定しようとする場合には、あらかじめ当該市町村の議会の議決を経なければならない。

3～5 (略)

(路線の廃止又は変更)

第10条 都道府県知事又は市町村長は、都道府県道又は市町村道について、一般交通の用に供する必要がなくなつたと認める場合においては、当該路線の全部又は一部を廃止することができる。路線が重複する場合においても、同様とする。

2 都道府県知事又は市町村長は、路線の全部又は一部を廃止し、これに代わるべき路線を認定しようとする場合においては、これらの手続に代えて、路線を変更することができる。

3 第7条第2項から第8項まで及び前条の規定は前2項の規定による都道府県道の路線の廃止又は変更について、第8条第2項から第5項まで及び前条の規定は前2項の規定による市町村道の路線の廃止又は変更について、それぞれ準用する。

議案第74号

市道路線の認定変更について

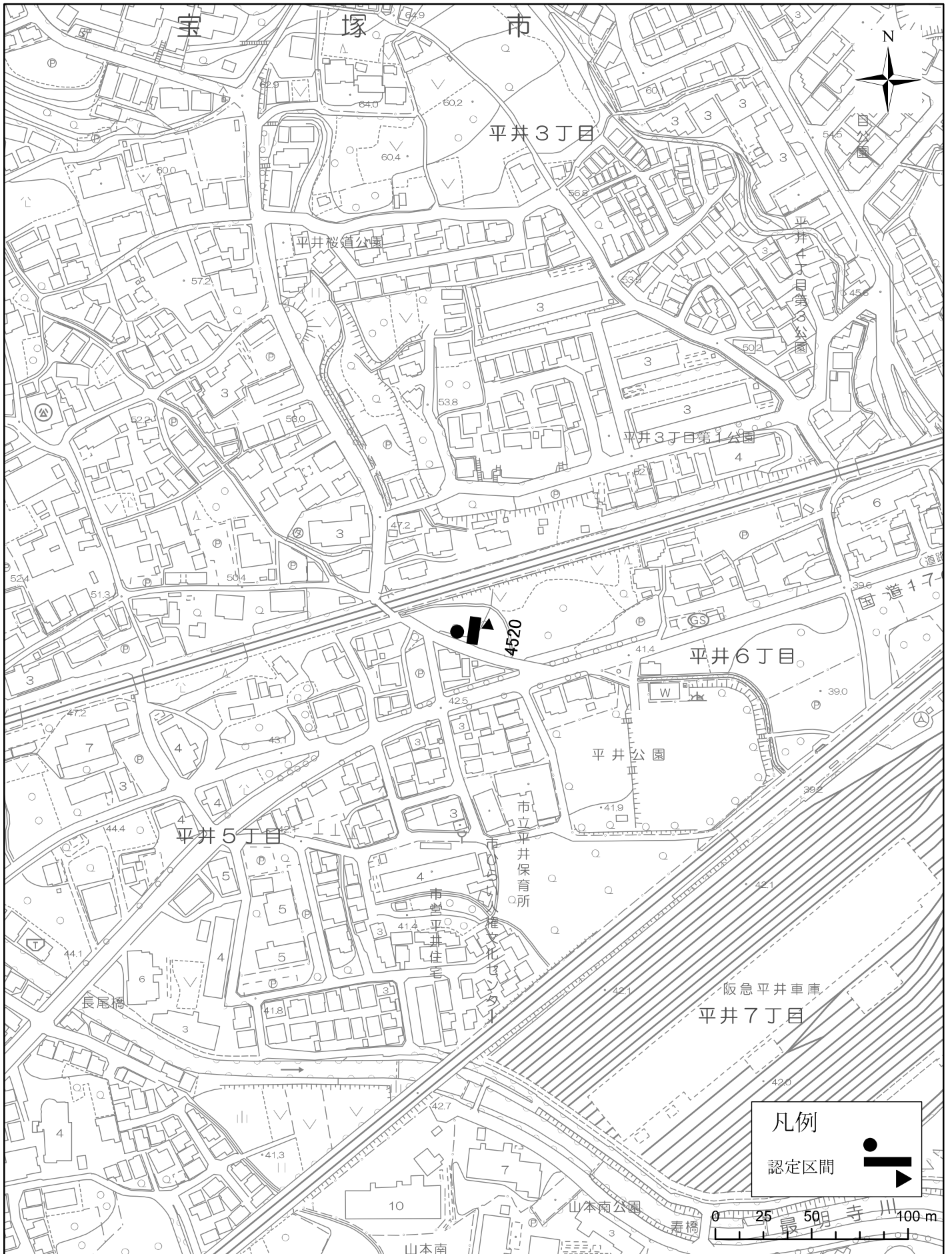
次のとおり市道路線を認定変更しようとするので、道路法第10条第3項の規定により、議会の議決を求める。

令和元年（2019年）5月27日提出

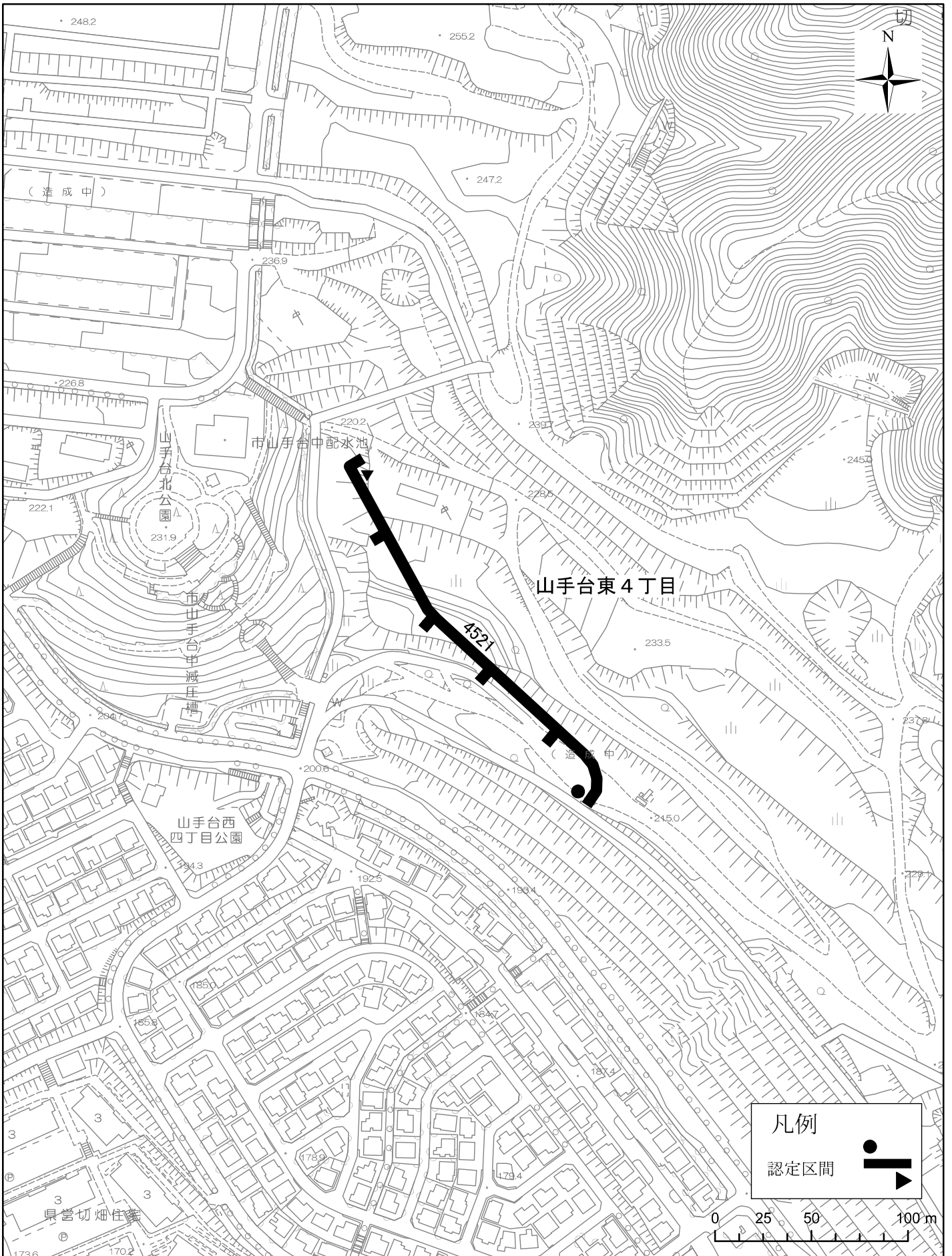
宝塚市長 中川智子

整理 番号	路線名	認定区間		重要な 経過地	備考	
					路線 延長	路線 幅員
4499	4499号線	変更前	起点	山手台東3丁目10番4	374.90	m
			終点	山手台東4丁目7番 1174		最大12.00
		変更後	起点	山手台東3丁目10番4	696.20	m
			終点	山手台東3丁目7番 1169		最大12.00
					最小 9.00	

議案第71号
市道路線の認定について
認定路線図



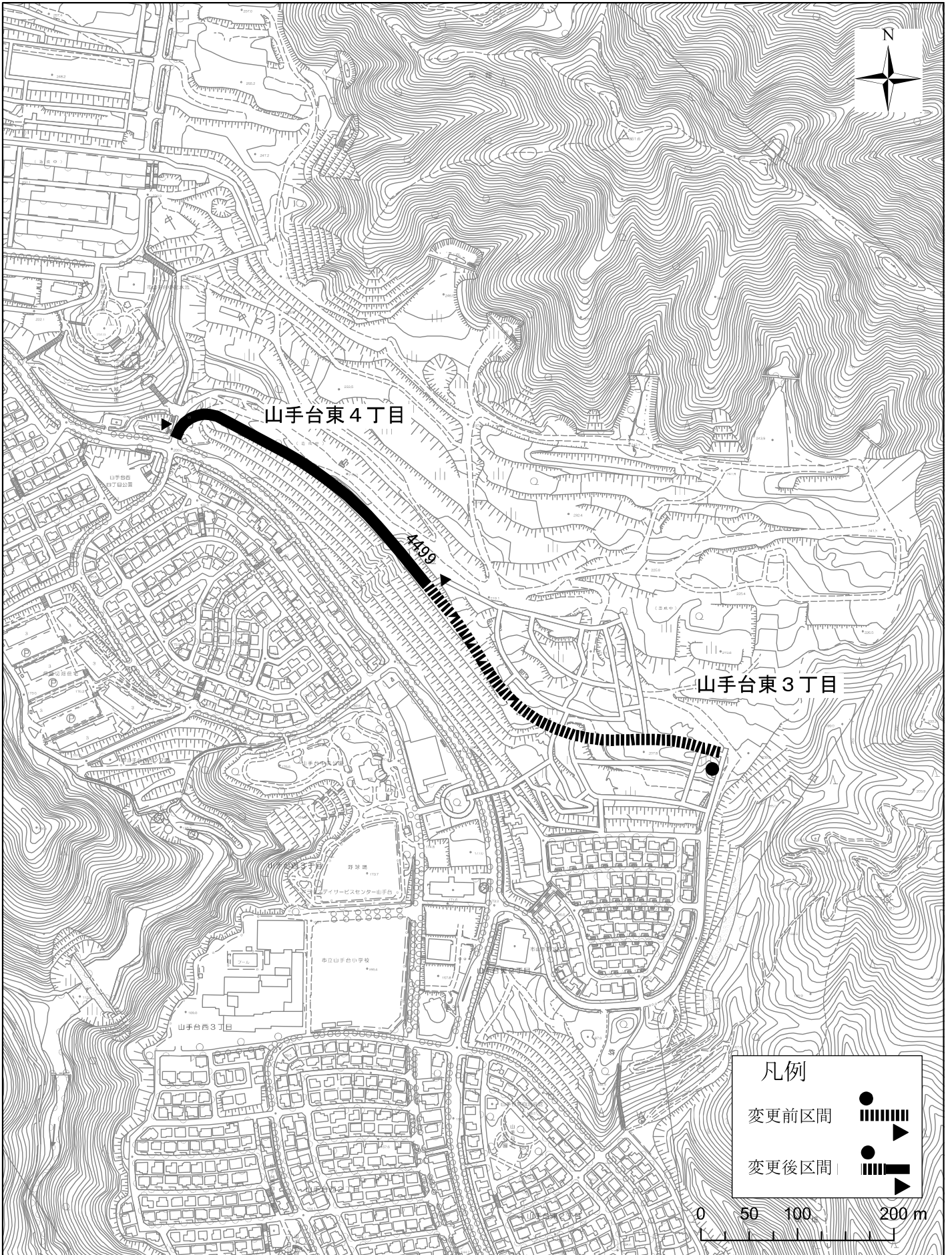
議案第72号
市道路線の認定について
認定路線図



議案第73号
市道路線の認定について
認定路線図



議案第74号
市道路線の認定変更について
認定路線図



議案第75号

宝塚市副市長の選任につき同意を求めることについて

宝塚市副市長の任期が、令和元年6月30日をもって満了するため、次の者を副市長に選任したいので、地方自治法第162条の規定により、議会の同意を求める。

令和元年（2019年）5月27日提出

宝塚市長 中 川 智 子

宝塚市副市長に選任しようとする者

住 所



氏 名 井 上 輝 俊

(※個人情報保護のため、一部マスクングをしています。)

議案第75号

宝塚市副市長の選任につき同意を求めることについて
宝塚市副市長に選任しようとする者

住 所 [REDACTED]

氏 名 井 上 輝 俊

生年月日 [REDACTED]

学 歴 三田学園高等学校卒業

職 歴 昭和45年 4月 宝塚市に奉職
平成 8年 4月 企画財務部財政課長
平成10年 4月 企画財務部課長(企画調整担当)
平成12年 4月 企画財務部政策室企画調整課長
平成14年 4月 土木部土木室長
平成17年 4月 市民安全部市民安全室長
兼ねて市民安全部市民生活室長
平成19年 4月 企画財務部長
平成21年 4月 企画経営部長
平成23年 4月 理事
平成24年 3月 宝塚市を退職
平成24年 4月 宝塚市教育委員会委員(教育長)
平成24年10月 宝塚市教育委員会委員(教育長)
平成27年 7月 宝塚市副市長
現在に至る。

地方自治法(抜粋)

第162条 副知事及び副市町村長は、普通地方公共団体の長が議会の同意を得てこれを選任する。

(※個人情報保護のため、一部マスキングをしています。)

議案第76号

宝塚市自治功労者の認定について

次の者を宝塚市自治功労者としたいので、宝塚市自治功労者条例第2条第3号の規定により、議会の認定を求める。

令和元年（2019年）5月27日提出

宝塚市長 中 川 智 子

宝塚市自治功労者に認定しようとする者

住 所



氏 名 谷 本 政 博

(※個人情報保護のため、一部マスクングをしています。)

議案第77号

宝塚市自治功労者の認定について

次の者を宝塚市自治功労者としたいので、宝塚市自治功労者条例第2条第3号の規定により、議会の認定を求める。

令和元年（2019年）5月27日提出

宝塚市長 中 川 智 子

宝塚市自治功労者に認定しようとする者

住 所



氏 名 森 本 操 子

(※個人情報保護のため、一部マスクングをしています。)

議案第78号

宝塚市自治功労者の認定について

次の者を宝塚市自治功労者としたいので、宝塚市自治功労者条例第2条第3号の規定により、議会の認定を求める。

令和元年（2019年）5月27日提出

宝塚市長 中 川 智 子

宝塚市自治功労者に認定しようとする者

住 所



氏 名 足 立 孝 博

(※個人情報保護のため、一部マスクングをしています。)

議案第79号

宝塚市自治功労者の認定について

次の者を宝塚市自治功労者としたいので、宝塚市自治功労者条例第2条第3号の規定により、議会の認定を求める。

令和元年（2019年）5月27日提出

宝塚市長 中 川 智 子

宝塚市自治功労者に認定しようとする者

住 所



氏 名 和 田 和 久

(※個人情報保護のため、一部マスクングをしています。)

議案第76号

宝塚市自治功労者の認定について
宝塚市自治功労者に認定しようとする者

住所

氏名 谷本政博

生年月日

勤続年数

45年6月

職歴

昭和48年10月	宝塚市に奉職
平成8年4月	企画財務部主幹(企画調整担当)
平成9年4月	企画財務部課長(企画調整担当)
平成11年4月	企画財務部課長(総合計画担当)
平成12年4月	企画財務部政策室課長(総合計画担当)
平成13年4月	企画財務部政策室課長(企画調整担当)
平成14年4月	企画財務部まちづくり推進室長
平成16年1月	総務部長
平成19年4月	産業政策担当部長
平成20年4月	都市産業活力部長
平成21年5月	総務部長
平成21年5月	兼ねてアピア支援担当部長
平成23年3月	退職
平成23年4月	病院副事業管理者
平成24年4月	兼ねて理事
平成31年3月	退任

宝塚市自治功労者条例(抜粋)

第2条 次に掲げる者は、自治功労者とする。

- (1) 1任期以上在職した市長
- (2) 2任期以上引き続き在職した議会議員
- (3) 市職員で本市に引き続き満20年以上勤続した者で議会の認定を経た者

(※個人情報保護のため、一部マスキングをしています。)

議案第77号

宝塚市自治功労者の認定について
宝塚市自治功労者に認定しようとする者

住 所 [REDACTED]

氏 名 森 本 操 子

生年月日 [REDACTED]

勤続年数 44年

職 歴	昭和50年 4月	宝塚市に奉職
	平成18年 4月	健康福祉部福祉推進室障害福祉課長
	平成20年 4月	企画財務部行財政改革室財政課長
	平成21年 4月	企画経営部行財政改革室財政課長
	平成22年 4月	企画経営部行財政改革室長
	平成23年 4月	市民交流部長
	平成26年 4月	総務部長
	平成29年 3月	退職
	平成29年 5月	理事
	平成31年 3月	退任

(※個人情報保護のため、一部マスキングをしています。)

議案第78号

宝塚市自治功労者の認定について

宝塚市自治功労者に認定しようとする者

住 所

氏 名 足 立 孝 博

生年月日

勤続年数 38年

職 歴

昭和56年 4月	宝塚市に奉職
平成17年 4月	建設部公園河川室水政課長
平成21年 4月	都市安全部危機管理室水政課長
平成24年 4月	都市安全部生活安全室長
平成28年 4月	上下水道局長
平成31年 3月	退職

(※個人情報保護のため、一部マスキングをしています。)

議案第79号

宝塚市自治功労者の認定について

宝塚市自治功労者に認定しようとする者

住 所

氏 名 和田 和 久

生年月日

勤続年数

38年

職 歴

昭和56年 4月	宝塚市に奉職
平成16年 4月	環境経済部環境政策室環境管理課長
平成17年 4月	企画財務部行財政改革室課長(行財政改革担当)
平成18年 4月	総務部総務室契約課長
平成21年 4月	総務部行政管理室契約課長
平成22年 4月	企画経営部市税収納室長
平成24年 4月	教育委員会事務局管理部管理室長
平成25年 4月	教育委員会事務局管理部長
平成31年 3月	退職

(※個人情報保護のため、一部マスキングをしています。)